明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項の法務省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令（法務一）　一

〔規　則〕
○犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則（国家公安委一）　二

〔告　示〕
○インドネシア共和国についての包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定を改正する第一議定書の効力発生に関する件（外務一五）　七
○土地区画整理事業の事業計画変更を認可した件（国土交通一一）
○道路に関する件（関東地方整備局八）
○道路に関する件
（北陸地方整備局一、二）
○道路に関する件（中部地方整備局三）
○道路に関する件
（近畿地方整備局三～五）
○道路に関する件
（四国地方整備局一、二）
○道路に関する件
（北海道開発局一、二）

〔国会事項〕

〔人事異動〕
財務省

〔官庁報告〕
文　教
日本学士院会員候補者の推薦について（日本学士院）
国家試験
令和三年度一級管工事施工管理技術検定及び二級管工事施工管理技術検定の合格証明書の交付について（国土交通省）

〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続終了決定、製造たばこ小売定価、特定保険募集人の所在の確知等関係
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
厚生年金基金清算結了関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

省　令

○法務省令第一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第三項の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項の法務省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月十一日　法務大臣　古川　禎久

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項の法務省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項の法務省令で定める情報を定める省令（令和元年法務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第三項の法務省令で定める情報を定める省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項の法務省令で定める情報を定める省令
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第三項に規定する法務省令で定める情報は、次の各号に掲げる情報を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号とする。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項に規定する法務省令で定める情報は、次の各号に掲げる情報を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号とする。
一　親子関係の存否及び形成に関する情報	一　親子関係の存否及び形成に関する情報
二　婚姻関係の存否及び形成に関する情報	二　婚姻関係の存否及び形成に関する情報
三　未成年後見関係の存否及び形成に関する情報	三　未成年後見関係の存否及び形成に関する情報
四　死亡の事実に関する情報	四　死亡の事実に関する情報
五　国籍の存否に関する情報	五　国籍の存否に関する情報
六　戸籍の異動に関する情報	［号を加える。］
備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和四年一月十一日から施行する。